

**【高圧ガス法手数料】** ※北海道経済部手数料条例(平成12年3月29日条例第15号)別表(第2条関係)から抜粋

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	徴収時期
22 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者（イに掲げる者を除く。）次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、次項及び37の項において同じ。）が1,000万立方メートル以上の設備 <b>560,000円</b></p> <p>(イ) 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 <b>340,000円</b></p> <p>(ウ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 <b>220,000円</b></p> <p>(エ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 <b>140,000円</b></p> <p>(オ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 <b>110,000円</b></p> <p>(カ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 <b>86,000円</b></p> <p>(キ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 <b>68,000円</b></p> <p>(ク) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 <b>54,000円</b></p> <p>(ケ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 <b>31,000円</b></p> <p>イ 同号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるよう設計したもの）をいう。以下この項、次項及び37の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲</p>	許可申請のとき

げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、**6,000円**）

- (ア) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備 **91,000円**
- (イ) 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 **75,000円**
- (ウ) 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備 **60,000円**
- (エ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 **44,000円**
- (オ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 **27,000円**
- (カ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 **21,000円**
- (キ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 **16,000円**
- (ク) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 **13,000円**
- (ケ) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 **11,000円**
- (コ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 **7,400円**

ウ 同条第1項第2号に該当する者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 冷凍能力が3,000トン以上の設備 **110,000円**
- (イ) 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備 **87,000円**
- (ウ) 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 **68,000円**
- (エ) 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 **54,000円**

		(オ) 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 <b>36,000円</b>	
23 高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造施設 変更許可申請手数料	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（イに掲げる者を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して1,000万立方メートル以上増加する場合 <b>370,000円</b></p> <p>(イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合 <b>220,000円</b></p> <p>(ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合 <b>150,000円</b></p> <p>(エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合 <b>93,000円</b></p> <p>(オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合 <b>69,000円</b></p> <p>(カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合 <b>61,000円</b></p> <p>(キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 <b>57,000円</b></p> <p>(ク) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 <b>36,000円</b></p>	変更許可申請のとき

場合 **39,000円**

(ケ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合 **26,000円**

(コ) その他の場合 **16,000円**

イ 同号に該当する同条第1項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000万立方メートル以上増加する場合 **65,000円**

(イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合 **53,000円**

(ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上500万立方メートル未満増加する場合 **44,000円**

(エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合 **31,000円**

(オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合 **18,000円**

(カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合 **14,000円**

(キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合 **12,000円**

(ク) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 **9,200円**

(ケ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 **8,200円**

(コ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未

		<p>満増加する場合 <b>5,100円</b>          (サ) その他の場合 <b>3,200円</b>          ウ 同項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額          (ア) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。）に比して3,000トン以上増加する場合 <b>69,000円</b>          (イ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合 <b>62,000円</b>          (ウ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合 <b>55,000円</b>          (エ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合 <b>38,000円</b>          (オ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合 <b>30,000円</b>          (カ) その他の場合 <b>16,000円</b></p>	
24	高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	第一種貯蔵所設置許可申請手数料 <b>25,000円</b>	許可申請のとき
25	高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査	第一種貯蔵所変更許可申請手数料 ア 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 <b>14,000円</b> イ その他の場合 <b>11,000円</b>	変更許可申請のとき
26	高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設完成検査手数料 22の項の第3欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ <b>当該手数料の金額の4分の3に相当する金額</b> （高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、	検査申請のとき

		同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、 <b>6,100円</b> )	
27	高压ガス保安法第20条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査	第一種貯蔵所完成検査手数料 <b>18,750円</b>	検査申請のとき
28	高压ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の完成検査	高压ガス製造施設変更完成検査手数料 23の項の第3欄に掲げる高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ <b>当該手数料の金額の4分の3に相当する金額</b> (高压ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、 <b>6,100円</b> )	検査申請のとき
29	高压ガス保安法第20条第3項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査	第一種貯蔵所変更完成検査手数料 25の項の第3欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ <b>当該手数料の金額の4分の3に相当する金額</b>	検査申請のとき
30	高压ガス保安法第22条第1項の規定に基づく輸入をした高压ガス及びその容器の検査	輸入高压ガス検査手数料 ア 容積1,000立方メートル以上(液化ガスにあっては、質量10トン以上)の高压ガスに係る検査 <b>27,000円</b> イ 容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満(液化ガスにあっては、質量3トン以上10トン未満)の高压ガスに係る検査 <b>21,000円</b> ウ 容積300立方メートル未満(液化ガスにあっては、質量3トン未満)の高压ガスに係る検査 <b>13,000円</b>	検査申請のとき
31	高压ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第18条第2項第1号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付	製造保安責任者免状交付手数料 <b>3,400円</b>	交付申請のとき
32	高压ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく製造保安責任者免状の再交付	製造保安責任者免状再交付手数料 <b>2,400円</b>	再交付申請のとき

33	高圧ガス保安法第29条の規定に基づく販売主任者免状の交付	販売主任者免状交付手数料	<b>3,400円</b>	交付申請のとき
34	高圧ガス保安法第29条の規定に基づく販売主任者免状の再交付	販売主任者免状再交付手数料	<b>2,400円</b>	再交付申請のとき
35	高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	<p>ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <b>11,600円</b> (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して願書を提出する場合(以下この項、次項及び77の項において「電子情報処理組織により願書を提出する場合」という。)にあっては、<b>11,100円</b>)</p> <p>イ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <b>10,300円</b> (電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、<b>9,800円</b>)</p> <p>ウ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <b>11,600円</b> (電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、<b>11,100円</b>)</p> <p>エ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <b>11,600円</b> (電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、<b>11,100円</b>)</p> <p>オ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <b>10,300円</b> (電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、<b>9,800円</b>)</p>	願書提出のとき
36	高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	販売主任者試験手数料	<p>ア 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <b>9,000円</b> (電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、<b>8,500円</b>)</p> <p>イ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <b>7,200円</b> (電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、<b>6,700円</b>)</p>	願書提出のとき
37	高圧ガス保安法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査	特定施設保安検査手数料	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者 (イに掲げる者を除く。) 次に掲</p>	検査申請のとき

げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備 **610,000円**

(イ) 処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 **370,000円**

(ウ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 **250,000円**

(エ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備 **150,000円**

(オ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 **120,000円**

(カ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 **95,000円**

(キ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 **75,000円**

(ク) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 **60,000円**

(ケ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 **33,000円**

イ 同号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備 **95,000円**

(イ) 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備 **80,000円**

(ウ) 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備 **64,000円**

(エ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備 **47,000円**

(オ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備

		<p><b>31,000円</b></p> <p>(カ) 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備 <b>22,000円</b></p> <p>(キ) 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備 <b>20,000円</b></p> <p>(ク) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 <b>15,000円</b></p> <p>(ケ) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 <b>12,000円</b></p> <p>(コ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 <b>7,700円</b></p> <p>ウ 同項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 冷凍能力が3,000トン以上の設備 <b>120,000円</b></p> <p>(イ) 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備 <b>95,000円</b></p> <p>(ウ) 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 <b>76,000円</b></p> <p>(エ) 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 <b>60,000円</b></p> <p>(オ) 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 <b>42,000円</b></p>	
38 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査	容器検査等手数料	<p>ア 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 内容積1,000リットル以上の容器 <b>1個につき16,000円</b>に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに<b>1,600円</b>を加えた金額</p> <p>(イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 <b>1個につき16,000円</b></p> <p>(ウ) 内容積500リットル未満の容器 <b>1個につき6,600円</b></p> <p>イ 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器 (アに</p>	検査又は再検査申請のとき

規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 内容積150リットル以上の容器

**1個につき320円**に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに**57円**を加えた金額

(イ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 **1個につき320円**

(ウ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 **1個につき260円**

(エ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 **1個につき160円**

(オ) 内容積1リットル未満の容器  
**1個につき150円**

ウ 高強度鋼容器(ア又はイに規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 内容積30リットル以上の容器

**1個につき210円**に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに**3円**を加えた金額

(イ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 **1個につき210円**

(ウ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 **1個につき160円**

(エ) 内容積1リットル未満の容器  
**1個につき140円**

エ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 内容積1,000リットル以上の容器 **1個につき7,100円**に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに**380円**を加えた金額

(イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 **1個につき7,100円**

**円**

(ウ) 内容積150リットル以上500リットル未満の容器 **1個につき800円**

(エ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 **1個につき210円**

(オ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 **1個につき170円**

(カ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 **1個につき110円**

		(キ) 内容積1リットル未満の容器 <b>1個につき80円</b>	
39 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第6号の規定に基づく高圧ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号の規定に基づく同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	附属品検査等手数料	<p>ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 内容積150リットル以上の容器 <b>1個につき31円</b></p> <p>(イ) 内容積150リットル未満の容器 <b>1個につき24円</b></p> <p>イ その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 内容積1,000リットル以上の容器 <b>1個につき1,100円</b></p> <p>(イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 <b>1個につき540円</b></p> <p>(ウ) 内容積500リットル未満の容器 <b>1個につき21円</b></p>	検査又は再検査申請のとき
40 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査	容器検査所登録等申請手数料	<b>16,000円</b>	登録又は登録更新申請のとき
41 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	容器刻印等手数料	<b>1,400円</b>	刻印等申請のとき
93 電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定に基づく登録電気工事業者登録簿を開覧に供する事務	登録電気工事業者登録簿開覧手数料	<b>1回につき440円</b>	閲覧請求のとき

#### 備考

- この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ第1欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- この表の第3欄に掲げる金額は、当該第3欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。